

子供権利擁護部会について

1 部会の設置目的

児童福祉法の規定により、都道府県知事は、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。親権者等の意に反して二か月を超えて一時保護を行う場合についても同様である。(法第 27 条第 6 項、法施行令第 32 条、法第 33 条第 5 項)

また、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされており、児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができる。(法第 33 条の 15 第 2 項、第 3 項)

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律、医療、心理などの専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、子供権利擁護部会を設置し、審議を行う。

2 部会の所掌事項

- (1) 児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること
 - ・施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例
 - ・親権者等の意に反して二か月を超えて一時保護を行う事例
 - ・児童相談所長が必要と認める事例
 - ・子供の権利擁護専門相談事業において特に困難な事例
- (2) 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること

3 参考（平成 24 年度上半期の審議状況）

- (1) 部会開催回数 6 回
- (2) 諮問件数
 - 施設入所案件 19 件（新規 17 件、更新 2 件）
 - 一時保護案件 21 件（二か月超 19 件、四か月超 2 件）
- (3) 被措置児童等虐待に係る報告件数
 - 受理報告 17 件
 - 調査報告 12 件